

福岡医療短期大学  
2020年度自己点検・評価  
(2021年度認証評価受審)

改善報告書 2021年度

2022年12月

## 改善報告書作成にあたって

福岡医療短期大学  
学長 田口 智章

福岡医療短期大学は令和3年9月に、大学・短期大学基準協会による第三者評価受審に際し「令和3年度認証評価 自己点検・評価報告書」を作成する中で、また、第三者評価を受審した結果、多くの改善された課題とともに、今後解決すべき課題が提起された。本改善報告書はそれらの課題に対する本学の現時点での改善状況および今後の改善計画を示したものである。現状把握・課題抽出による改善策の検討と実施はPDCAを回す上で不可欠のしくみである。本学では、本改善報告書が2回目の発刊となる。改善報告書を発刊する以前は、改善の状況をまとめて確認する資料がなかったため、自己点検・評価後の改善状況が分かりづらかったことから発刊に至ったが、今後は、定期的に発刊する自己点検・評価報告書において改善状況の確認を行い、現状・課題・改善状況が併せて確認できる報告書を発刊していきたいと考えている。それによって、本学の改善に向かう活動と努力がより明らかにされ、多くの人々の目に触れることによって、より一層の改善が図れるものと期待する。今後も安定したPDCAサイクルを回転させ、常に教育改善が行われる環境を作り、社会から更に信頼される大学として歩んでいきたい。

本学が置かれている現状を正確に捉え、個別課題を明確にすることは問題解決に必然のプロセスであり、個別課題に対する解決アプローチと実践は本学の成長そのものである。その意味で、自己点検・評価報告書と改善報告書は対を成すものであり、間断なく教育研究・管理運営を改善していくことが、大学としての信頼を高め、地域の信頼をより強固にし、本学の教育の質転換をもたらすものとする。

最後に、本改善報告書の作成作業の中心となり時間を割いて努力された自己点検・評価委員会委員各位ならびにそれぞれの業務の中で改善に心血を注がれた本学教職員の皆様に厚く感謝するとともに、学内外の関係者の皆様のご助言・ご批判をいただき、より大きな改善の果実が得られるよう努力したい。

### 自己点検・評価委員会（構成員）

委員長	田口 智章	学長			
委員	松尾 忠行	歯科衛生学科長	堀部 晴美	歯科衛生学科教授	
	古野みはる	地域連携センター教授	泉 喜和子	歯科衛生学科教授	
	秋竹 純	歯科衛生学科講師	中園 栄里	教育支援・教学IR室講師	
	森 沙耶香	歯科衛生学科助教	灘吉 祥恵	短大事務課長	
	赤坂竜之介	短大事務課長補佐			

### 自己点検・評価報告書作成作業部会

全体総括	松尾 忠行				
基準Ⅰ	古野みはる	中園 栄里			
基準Ⅱ	堀部 晴美	秋竹 純	黒木まどか	南 レイラ	川尻 望
基準Ⅲ	泉 喜和子	森 沙耶香	力丸 哲也	後藤加寿子	石井 綾子
	井上 庸子	高木未沙稀			
基準Ⅳ	田口 智章	灘吉 祥恵	赤坂竜之介		

## 目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....	1
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	2
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	3
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	5
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....	9
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	10
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	15
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....	20
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	21
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	24
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	26
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	28
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....	34
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	35
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	36
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	38

# 基準 I

## 建学の精神と教育の効果

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

#### [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### [区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### <テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題 ➡ 改善状況>

建学の精神は教育基盤として確立されているが、平成28年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革の礎として理解が深められるべきである。そのため、教育課程やシラバスに反映されるよう教育活動を推進していく努力が必要である。

➡建学の精神を学生により周知するため、令和3年度の後期より各教室に建学の精神を掲示した。また、教育改善作業部会にて、教育課程やシラバスに建学の精神が反映されるよう引き続き協議・検討している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
えているか定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めて  
いる。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者  
受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題 ➡ 改善状況>

本学は、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した教育活動となるように仕組みを構築している。さらに平成 30 年度には、「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」を策定し、三つの方針に基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学アセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

令和元年度からは、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に記された各能力・目標とプログラムとして実施されている各授業科目の一般目標の関連性を整理し、アセスメントポリシーに応じた評価の観点及び尺度を設定し、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) の可視化を行うこととした。学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) の各能力の認知と精神運動領域は、各科目・実習の形式的評価および総括的評価を用い、情意領域は、コモンルーブリックを用いて学生の自己評価で判断する。これらを組み合わせ、ディプロマ・サプリメントへと発展させることで、卒業時の質保証を明確にしたいと考えている。

⇒卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の情意領域を評価するコモンルーブリックについては、令和2年度に3年次生を対象に実施し、結果を学務・FD委員会で審議した。その結果、質問事項の文言を一部修正した。令和3年度は、修正版コモンルーブリックを用いて3年次生に実施し、令和4年に教育支援・教学IR室運営委員会で審議し、検証を重ねている。

また、令和4年度からは、全学年を対象に3年次生は卒業前に、1、2年次生は、進級後前期開始時にコモンルーブリックを実施し、卒業時まで追跡することとした。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の認知と精神運動領域については、教育改善作業部会のカリキュラム編成時に合わせて審議していく予定である。

《令和3年度認証評価：向上・充実のための課題 ➡ 改善状況》

基準I 建学の精神と教育の効果

[テーマB 教育の効果]

○ 科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にすることが望まれる。

⇒学科の学修成果を新たに作成するため、本学の教育分野の学修で身につく能力を抽出し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を図る。ディプロマ・ポリシーの情意領域は、コモンルーブリックを活用し、学修成果に反映する。教育改善作業部会にて学修成果・カリキュラムマップの草案を作る準備を検討している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

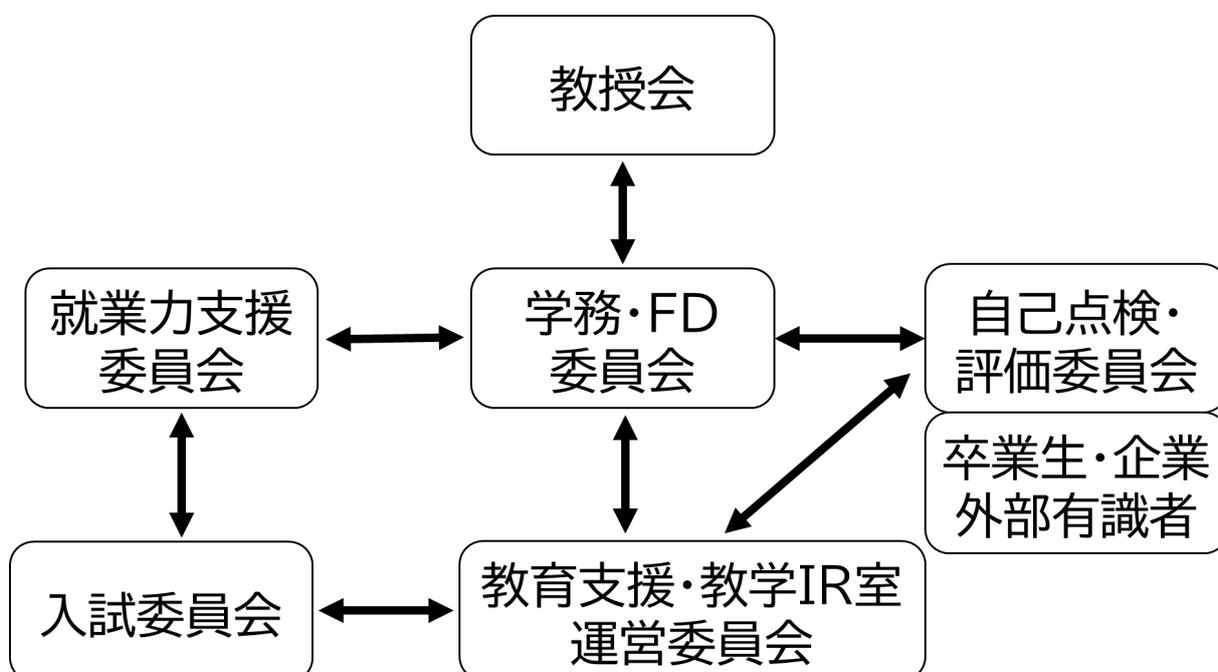
- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

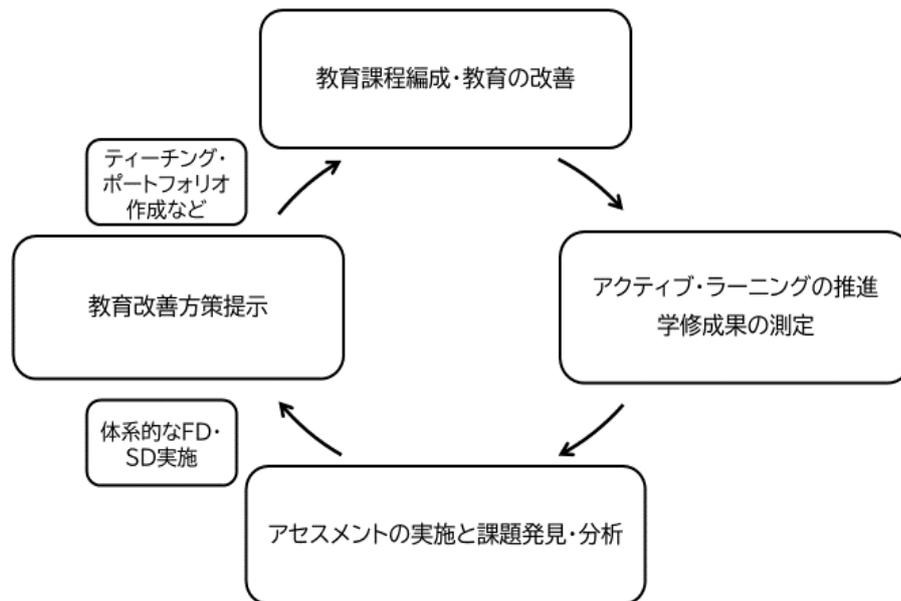
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【自己点検評価のための組織図】



## 【教育の向上・充実を図るための PDCA サイクル図】



### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題 ➡ 改善状況>

本学教育の内部質保証については、内部質保証の方針や体制が明確に定められていないことが課題であったが、令和3年2月に「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めた。これによって、内部質保証の組織体制の明確化並びに本学の教育研究活動の質と学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みを設けた。今後は、この規則に則り、本学における内部質保証の実施体制や実施頻度、見直し手順も含めて検証を行っていききたい。

また、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を図るためには、各委員会の有機的連関を図ると同時に教員同士のコミュニケーションの促進も重要と考える。委員会活動や教育研究、FD・SD活動を通じて教員間のコミュニケーションを図る機会を増やしていきたい。

さらに、あらゆるデータの統合や連結を行うためにIR機能の強化も大きな課題となるため、令和3年1月に「福岡医療短期大学教育支援・教学IR室規則」を制定し、令和3年度から専任職員を配置することとした。今後は、IR機能を活かすことで、これまで以上に有効な自己点検・評価や第三者評価の仕組みをつくり、内部質保証の改善及び拡充が図れるようにしたい。

➡令和3年4月より、福岡医療短期大学教育支援・教学IR室を設置し、専任教職員を配置した。これによって、授業に関する各種資料（授業評価アンケート・満足度調査・課外学修時間調査等）、成績評価資料（基礎学力試験・定期試験・追再試験・GPA・卒業試験・ポートフォリオ等）、その他の資料（卒業生アンケート・就職先アンケート等）を機能的に集約することが可能となり、自己点検・評価活動の活性化につながっている。

また、こうした学修成果のアセスメント結果は、週1回開催される全教員が参加する教員会で情報共有され、学務・FD委員会並びに教授会において適宜報告・検討している。体系的なFD・SD活動については、コロナ禍でグループワーク等教員相互が積極的にコミュニケーションを図る研修の実施が難しい状況ではあるが、継続して行うことで教員の教育能力とチーム力の向上を図っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

【令和3年度自己点検・評価の課題についての改善計画 ➡ 改善状況】

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を実施することが求められているが、特に学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みを構築する必要があると考える。

令和元年度より学生の将来像を踏まえて歯科衛生学科のインターンシップ先の開拓を行い、学内3箇所であったインターンシップ先を、学外を含めて54箇所、令和2年度は75箇所に増加した。こうしたインターンシップ先企業は学生の就職先にもなり得るので、今後はより連携を強めて年に1回は意見交換や意見聴取を行う場を設けていきたい。

また、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和2年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

内部質保証については、令和3年2月に本学の内部質保証のための方針や体制について「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めることで明文化を図ったが、さらなる教育内容の改善と充実に努め、PDCAサイクルを継続していきたい。

➡学生のインターンシップ先歯科医院との意見交換や意見聴取については、コロナ禍のためオンラインによるインターンシップの説明会時やインターンシップ終了時のアンケート等で本学の教育についての意見を聴取し、学務・FD委員会で適宜報告・協議を行い、教育改善に活かしている。

令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについては、令和3年度にさらに内容の一部見直しを行い、令和3年度の卒業生に実施することで、評価の妥当性を検証した。

<今後の改善計画>

令和3年度に受審した認証評価により「科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にすることが求められる」との指摘を受けた。

現在、本学の学修成果は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と一体となっているため、まずは建学の精神及び教育目的・目標を踏まえた学科の学修成果を整理して明確にしたうえで、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をはじめとする3つのポリシーの点検を行いたい。そして、学修成果を焦点にした3つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定（アセスメント）し、抽出された課題を改善する仕組みを実行していくことで、教育の質を保証していきたい。

## 基準Ⅱ

### 教育課程と学生支援

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題 ➡ 改善状況 >

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学修成果の対応を明確にするため、令和元年度に自己点検・評価委員会にて作成した情意領域のコモンルーブリックを、令和2年度に改善し、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行、検証を行い、令和3年度に活用

する予定であるが、さらに改善を重ねディプロマ・サプリメントへと発展させたい。

➡令和2年度の3年次生に実施を試みたコモンスリークの評価表の文言をさらに改善し、令和3年度3年次生に実施した結果、約7割の学生が基準評価値3以上であると自己を評価したことから、本学の3年間における情意領域の教育はある程度醸成されていると評価できる。この結果を踏まえ、今後は下級学年からコモンスリークによる評価を段階的に行うとともに、精度を上げるためこれまで実施してきた汎用的能力を図るPROGテストの経時的変化の分析を含め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人物像を目指して社会の求める専門職種の育成に努め、ディプロマ・サプリメントへの発展を検討する。

歯科衛生士は、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応が求められる。超高齢社会のニーズに対応した教育の充実と幅広く深い教養を培うことを目的に、特に、周術期の患者管理や超高齢社会のニーズに対応できる専門性の高い歯科衛生士の輩出は重要となる。そのため、これまで選択科目として位置付けていた「介護研修」を令和2年度入学生より「選択必修分野」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラムの変更を行ったので、令和4年度に実施状況を検証する。

➡教育課程の見直しとして、「選択科目」であった介護研修を「介護職員初任者研修」から「介護福祉士実務者研修」に変更し、「選択必修分野」と位置付け、多くの学生が資格取得できる体制に整えたが、実際には資格認定を受ける者が減少してきたため、令和4年度入学生より「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名も口腔・全身介護論（5単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は2年次科目に当たるため、令和5年度の授業評価アンケートの結果を参考に適宜教育内容の改善を図る。

卒業後、即戦力となり得る実践教育（インターンシップ教育）の場として、令和元年度後期より歯科衛生学科3年次での開業歯科医院における臨床実習を開始した。学生や実習先の要望を聴取する質問紙調査を今後も継続実施し、短大と実習指導者との連携の強化を図るとともに、実習を開始して3年目になることから開始時期や期間、実習内容など実践教育の充実を目指し検討を重ねる。また、学生の技能評価の査定については、現場で活躍する卒業生や実習指導者の協力を仰ぎ、評価基準の見直しを含め質問紙調査項目の検討を続ける。

➡教育施設である開業歯科医院の数も順調に増え、令和4年度には79施設となった。医科歯科総合病院では、4～5名の実習生が班別ローテーションにて専門診療科で系統立てた診療形態を学び、開業歯科医院では、1～2名の実習体制で総合的診療形態での処置の進め方や歯科衛生士としての介入と患者管理の手法を学ぶ。特に、就職先の多くは開業歯科医院となることから、さらなる実践教育の充実と実習指導者との連携を深め、本学の強みとして学外へ発信していきたい。

卒業後の評価への取り組みとして令和2年2月に実施した卒業生と就職先の質問紙調査では、歯科衛生学科・専攻科生の回収率は約5割、保健福祉学科生は約2割、歯科衛生学科・保健福祉学科の就職先の回収率は約4割であったことからさらに回収率を増やし、評価の精度を上げることが課題である。

➡就職先からの質問紙調査の回答数は令和2年度では12施設、令和3年度には20施設と増えた。令和3年度の卒業生からの回収率は12.5%と大変低い結果となった。回収率をアップするためには、Webでの回答形式への移行やどのような手法をとれば回収率のアップにつながるのか学生からの提案を汲み上げるなど工夫を図り、学修成果の点検と教育の質の向上に努める。

平成31年度より学修支援としてのポートフォリオの見直しを図り、様式の変更(3年間分を1冊にまとめる)、記入時間の設定、提出周期の短縮など、学生の目標達成に向けた学修への取り組みの計画立案・振り返り・改善計画のPDCAサイクルの強化に取り組んできたが、学生アンケートから学生のモチベーションの二極化や助言教員のサポートの差により、潤沢に運用されていないことが明らかとなった。今後も、記載フォームの変更や教員コメント記載欄の工夫、日常的にポートフォリオを学生自身が活用する仕組みの構築を検討したい。また、教員のポートフォリオに対する意識改善を図るための周知を続けたい。

➡令和3年度の卒業時アンケートの結果から、学修ポートフォリオの満足度が令和2年度では3.08ポイント、令和3年度では3.22ポイントと高い結果となった。これは、1ヵ月毎の目標を振り返り、助言教員からのアドバイスを受けるなど体制を変更したことで、直近での目標の軌道修正が可能となり、また助言教員からのフィードバックが速やかに実施されたことが功を奏したと考える。「鉄は熱いうちに打て」の通りで、学生と教員との連携を図るツールのひとつとして学修ポートフォリオの活用を進めていきたい。

学修成果の測定は、国家資格を有する専門職を養成する学科であることから国家試験対策を充実し、受験者全員の合格を目標とするが、学修成果の獲得状況を具体化するためには量的・質的データを活用し分析する必要がある。

➡国家試験受験者全員合格を目指すためには、教育支援・教学IR室の分析結果を基に、下級学年から成績不振学生の抽出を行い、留年や退学を未然に防ぐことが重要となるが、そのためにも保護者との連携を密に図り、短大と家庭の両輪で学修支援を進める。

入学者選抜に関しては、令和3年度入学者選抜から選抜の名称並びに選抜方法が一部変更となったが、入学者の定員未充足が数年続いているため、学生確保に繋げる学生募集活動と広報の工夫については入試委員会を含め全教職員で対応するとともに、令和3年度よりIR専任教職員が配置されることから、IR情報を十分に活用し具体策

を講じる。

➡令和3年4月より、福岡医療短期大学教育支援・教学 IR 室を設置し、専任教職員が配置されたことにより、入学後の成績追跡データ等の集約と分析が効率よく行えるようになった。今後も分析データ等をもとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に掲げる学生の入学につながるよう、入学者選抜方法の妥当性についての検討を続けていきたい。令和5年度開校予定の養成校が本学の近郊にできることから、募集活動の苦戦が予想される。教職員一丸となり、オープンキャンパスの充実と高校訪問での本学の特長の積極的アピールが必要となる。また、令和5年度の入学生から男女共学化となるが、3年後の卒業時に向けて他の養成校との差別化を図る方策の提示ができなければならない。そのためにも、福岡歯科大学の同窓会や地域の施設や病院、行政への働きかけを進め、就職先の確保を目指す必要がある。

《令和3年度認証評価：向上・充実のための課題 ➡ 改善状況》

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部に出席や欠席により加点・減点を行っている記述があり、改善が望まれる。

➡新年度シラバス作成前に毎年度実施しているシラバス作成についての FD 等による周知に努めた結果、改善された。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題 ➡ 改善状況>

学修成果の獲得を図るため、平成 30 年度より教育資源として無線 LAN・e-learning システムを導入し、双方向授業が行える環境を整備したが、これまで十分には普及しておらず、教員の活用の強化および学生の学内設備満足度改善が課題であったが、令和 2 年度の遠隔授業の導入により、学生の学内設備の活用の活性化および教員の e-learning システム活用力の向上を図ることができたので、今後も強化を図る。

**➡これまで以上に教職員の ICT 活用や学生の学内設備満足度改善が課題で、今後も強化を図る必要がある。**

学生の体調管理のため年 1 回健康診断を実施しているが、学生の自己管理意識の強化と学内での感染症予防等の観点から、令和 2 年度より開始した朝・昼の検温記録を継続実施する。

**➡学修ポートフォリオの中に毎日の健康管理票を挿入することで、学生は登校時、昼食時、帰宅時に体温を確認し健康管理に取り組むとともに、医療職としての自己管理能力の育成に努めさせている。**

歯科衛生学科の進路支援では、専攻科への進学を希望する者が年々増加しているが、定員は 20 名となっていることから進学をあきらめる者も多い。しかし、指導教員 1 名に対して担当専攻科生 5~6 名で個別指導を行っていることから、教員の負担が大きくなっているのが現状で、指導教員の確保が大きな課題となる。

**➡令和 3 年度より田口学長が指導教員として認定され、指導教員が 1 名増員となった。これにより、指導教員 1 名あたりの担当学生数は 3~4 名となり、きめ細やかな指導を行っている。**

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

【令和3年度自己点検・評価の課題についての改善計画 ➡ 改善状況】

学位授与の方針の見直しとして、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和2年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

➡令和2年度3年次生に実施を試みたコモンルーブリックの評価表をさらに改善し、令和3年度3年次生に実施した結果、約7割の学生が基準評価値3以上であると自己を評価した。これにより、本学の3年間における情意領域の教育はある程度醸成されていると評価できる。今後は下級学年から評価を段階的に行うとともに、精度を上げるためこれまで実施してきた汎用的能力を図る PROG テストの経時的変化の分析を含め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人物像を目指し社会の求める専門職種の育成に努め、ディプロマ・サプリメントへの発展を検討する。

次に、教育課程の見直しとして、令和2年度入学生より2年次（令和3年度実施）の介護研修を「選択科目」から「選択必修科目」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラム変更の実施状況を令和4年度に検証する。

➡「介護職員初任者研修」から「介護福祉士実務者研修」に変更し選択科目と位置付けたが、実際に資格認定を受ける者が減少してきたため、令和4年度の入学生からは「介護職員初任者研修」に戻すとともに「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名も口腔・全身介護論（5単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は2年次科目に当たるため、令和5年度の授業アンケートの結果を参考に適宜教育内容の改善を図る。

学生個人の学修成果獲得の目標達成の可視化とPDCAサイクルの強化を図るため、平成31年度より学修ポートフォリオの様式を改め、新たな形式で令和2年度入学生から開始したので、学修成果獲得を含めた学生自身の自己管理能力の向上を検証し、改善を図る。

➡学修ポートフォリオは、自己が立案した目標に向かい日々精進するためのツールである。特に、学習成果獲得の目標を国家試験合格と捉えた場合、様々な量的・質的データを活用し自己分析することが重要で、1ヵ月毎の目標の振り返りや具体的な助言教員からのアドバイスが必要不可欠となる。今回、新たな形式で導入したポートフォリオの成果を測定するのは、令和5年に実施される国家試験合格率となるので教育支援・教学IR室の協力の基、学生の自己管理能力の向上を検証したい。

歯科衛生学科では、卒業後の学修成果の獲得状況を可視化する指標である「就職先からのアンケート調査」の評価の精度を上げるため、調査施設数を増やすとともに回収率を50%以上とすることで、教育の質の向上・充実を図るPDCAサイクルを運用し、教育改善へと繋げる。

➡就職先からの回答数は令和2年度では12施設、令和3年度には20施設と増えたが、令和3年度の卒業生からの回収率は12.5%と大変低い結果となった。回収率をアップするためには、Webでの回答形式への移行やどのような手法をとれば回収率のアップにつながるのか学生からの提案を汲み上げるなど工夫を図り、学習成果の点検と教育の質の向上に努める。

#### <今後の改善計画>

- ①ここ数年続いている入学者定員の未充足を解決することが最重要課題となる。そのため短大活性化会議を活発に運用し、福岡学園の利点である3大学での連携教育を推進し、他の養成校とは一味違う多職種連携教育を目指し「魅力ある短大」「夢がかなう短大」として積極的に学外にアピールすることを責務とし、教職員一丸となり歯科衛生士の育成に取り組む。また、入学者選抜方法については、教育支援・教学IR室による入学後の成績追跡データの分析や高校訪問等外部から聴取した意見等をもとに、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に掲げる学生の入学につながるよう、入学者選抜方法の妥当性の検討を続けていく。
- ②国家試験の合格率を上げる。これは下級学年から成績不振学生の抽出を図り、基礎学力を向上させる。そのため、本学の強みでもある専攻科学生によるティーチング・アシスタントの活用や早期からの成績不振学生の保護者招致による家庭との密な連携の構築、教育支援・教学IR室から分析された各種数値的データを活用するなど、国家試験受験対策に向けた学修支援を積極的に進める。
- ③卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる情意領域の教育の到達度は、令和3年度3年次生に実施したコモンスブリックの評価では、約7割の学生が自己を基準評価値3以上であると評価した。この結果から情意領域の教育は、ある程度醸成されていると評価できるが、3年間における学生個々の経時的変化を追う必要がある。今後、コモンスブリックによる評価を下級学年から段階的に実施するとともに、教育支援・教学IR室から分析された各種数値的データを基に、認知領域(知識)や精神・運動領域(技能)、情意領域(態度・主体性)の修得状況をディプロマ・サプリメントで示し、経時的な学修成果の可視化に向けた検討を行う。

## 基準Ⅲ

### 教育資源と財的資源

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### [区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### [区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題 ➡ 改善状況>

専任教員数は、短期大学設置基準に定める教員数（20名）に対し2名不足しているため、早急に充足したい。

**➡専任教員数については、前回の自己点検・評価後に保健福祉学科を閉学科したため、現在は、短大設置基準に定める教員数（13名）に対し15名と充足している。**

専任教員は、さらに上位の学位の取得を目指すことにより、教育の質のレベルを上げていくことが課題である。

**➡現在、教員1名が人間環境科学博士の取得に向け、福岡女子大学後期博士課程に在学中である。また、教員1名が歯学博士の取得に向け、福岡歯科大学専修生として登録し研究を進めている。**

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けているが、研究費の獲得状況は下降傾向であるため、今後、抄読会等において各々の研究の成果を発表し、さらなる研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要であるとともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金についても獲得状況が少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の獲得を目指すにあたっては、福岡学園の担当部署と協同・連携して情報の収集、文部科学省との連絡を行う必要がある。また、同法人の福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究や3つの介護保険施設を利用した研究の活性化もすすめる。

**➡科学研究費補助金獲得に関しては、学長主導のもと、全員が申請する体制を整え、学内でのブラッシュアップに加え、学園内で行われているFDに参加し、指導を受けている。また、福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究も意欲的に取り組んでい**

る。その他、毎月、英語論文の抄読会を実施し、若手教員の研究の活性化を図っている。

事務課職員と教員は、今後さらに連携を密にし、教職協働で短大一丸となって学生への多面的な支援を行い、学修成果獲得の向上を図るとともに、教職員ともに少人数で業務を遂行していることを踏まえ、短大全体の業務をより効率化することが必要である。

⇒事務課職員と教員との連携を図るため、業務改善についての話し合いを行い、業務分担を明確化 ~~実施~~し、より円滑に業務を遂行している。

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題 ➡ 改善状況>

私立大学研究ブランディング事業の地域公開講座の拡充を目的に、平成31年3月に308教室、同年9月に2F診療実習室の視聴覚設備工事が、令和3年3月に県の助成を得て303教室の視聴覚設備工事が行われたことにより円滑な講義、実習が可能となったが、一方で整備・拡充が必要な箇所は多くあり、今後、計画的に整備していく必要がある。

➡令和4年3月に、文部科学省私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費の採択を

うけて、開学当初から20年以上使用した3階マネキン実習室の改修工事が行われ、指導者用機と操作性が向上したファントムマネキンを備えた実習用机64台を設置し、さらに各実習用机に80台の液晶モニターを設置したことにより、講義や実習手技が一目で分かりやすい環境を整え、より効率的な教育の提供が可能となり学生にとって最適な学修環境となった。さらに、以前は8台の大型モニターをそれぞれ10名単位の学生で共用する形で実習が行われていたが、現在学生1人につき1台のマルチメディアが設置され、インターネット教材等も共有できるようになった。

また、校舎の整備として、学生アンケートによる要望が多かったトイレの改装について、令和4年3月に1階と3階女子トイレの改装工事を行った。さらに学生アンケートで校内が暗いと指摘があったため、廊下にLED照明を設置し改善した。

短大構内には、駐輪場が3ヶ所設置されているが、建物入口に近い1ヶ所に集中して利用されており、指定されたスペースよりはみ出して駐輪している。これは、安全面、景観面から好ましくないため、駐輪場を整備・拡充する必要がある。また、学生が自由にくつろげる場所が不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境整備が必要である。

⇒駐輪場の整備・拡充については今後、空いている駐輪場への誘導策を学務・FD委員会で検討していく予定である。また、学生の休憩場所を拡充と外観整備を目的とし、令和3年3月に外構改修工事を行い、校舎裏庭の「憩いの場」を整備したほか、エントランスホールの老朽化していたベンチを買い替え、休憩場所を拡充した。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題 → 改善状況>

現在 1 階エントランスならびに学生ホールに大型モニターが設置されているが、その利用は主にオープンキャンパス時など限定的な利用に留まっている。授業・実習等に関する連絡や、医科・歯科・歯科衛生・福祉領域の最新の知見に関する情報発信等更に有効的に活用することが必要である。

⇒大型モニターの活用については、エントランスに設置された一台は、すでに断線しているため、今後、取り外す方向で検討したい。学生ホールに設置された一台は、有効活用に向けて検討をすすめる。

学生電子掲示板の活用は学生への連絡、実習記録用紙のダウンロード、教職員の情報共有など、学園全体の情報共有を行う場となっているが、授業にはあまり活用されていない。教員の ICT スキルの更なる向上を図り活用する場を学生に多く提供していくことが求められる。

⇒学生電子掲示板については、学生への時間割変更やその他連絡に有意義に活用されており、授業での利用については、後述の Moodle が学外からもアクセス可能となったため、それらの活発な活用の際し、ICT スキルの更なる向上を図る予定である。

Moodle を用いた e-learning 教材は学内からの接続であったが、システムの改変により学外からも Moodle にアクセスすることができるようになったので、Moodle に蓄

積できる教材をさらに増やし、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備を行っていくことも課題である。

➡Moodle を用いた e-learning 教材が学外からもアクセスすることが可能となったため、基礎実習の予習項目として e-learning 教材の活用を取り入れた。現在、基礎実習での教材活用が多くなっているため、今後は作業部会を設け動画教材の拡充について検討する予定である。情報技術については、令和3年度に福岡学園企画課によりホームページがリニューアルされ、以前よりホームページの作成・更新が容易となり、学園内外への情報公開がスムーズに行われるようになった。今後は、ICT 活用推進計画に沿って、教職員個々の ICT スキルの更なる向上に努めるとともに、学生の ICT スキル向上において、学生貸出用のタブレットやパソコンの計画的購入をすすめていきたい。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題 ➡ 改善状況＞

本学の過去3年度（平成30年度～令和2年度）の入学定員充足率は100%を満たしておらず、令和2年度においては、歯科衛生学科の入学者数は47名で入学定員充足率は58.8%となっている。本学が独立した運営を可能とする財政を維持するためには、入学定員の充足が喫緊の課題であり、他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員、充実した教育環境等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。

➡令和3年度の歯科衛生学科の入学者数は60名、令和4年度70名となり、ここ2年の入学定員充足率も同様に100%を充たしてはいないが、令和2年度の入学者数47名（58.8%）より増加傾向にある。また、コロナ禍において、ホームページ上にオンラインオープンキャンパスを開講するとともに、授業や実習風景を公式Instagramにアップする等、ホームページ・SNSを利用した定員充足に向けての広報活動に努めた。さらに、コロナ感染予防対策を徹底し、来校型オープンキャンパスも開催（定期開催9回+α）した。今後はさらに、参加者アンケートを基にオープンキャンパス開催内容を再構築する等、定員充足に向けてより効果的な学生募集企画を検討し、学生納付金による財源確保に努めていく。

また、「口腔介護スキルアップ講座」等、リカレント教育や外部を対象として行なわれる講習会などの事業収入を確保すること、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

➡令和2年度はコロナ禍により中止とした「口腔介護スキルアップ講座」を感染対策徹底のうえ、開催（通常年1回開催）した。感染対策として参加者数を制限して行ったため事業収入として十分とはならなかったが、今後も時代のニーズにあったテーマを選定し、より多くの参加者を動員し、事業収入を得られる講座となるよう努めていく。

外部資金の獲得に向けては、学長のもと設置された教員業績推進部会を中心に、全員が科学研究費補助金の申請書を作成後ブラッシュアップを行い申請し、令和3年度は、2件（基盤B（新規）と萌芽研究（継続））、令和4年度は新規に3件（基盤C2件と萌芽研究1件）獲得した。

《令和3年度認証評価：向上・充実のための課題 ➡ 改善状況》

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

○ 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

➡入学定員の充足のため、他養成校との差別化(専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員、充実した教育環境等、文部科学省助成事業の紹介)を図り、オープンキャンパスの開催、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力の周知に努めている。また、学長により設置された部会により多種多様な学生募集企画を検討し、運営会議にて情報共有することにより、教職員一丸となって定員充足を目指しているが、令和3年度、4年度と入学者が増加傾向にあるものの、充足には至っていないので、今後も充足に向けて効果的な学生募集活動を行っていく。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

【令和3年度自己点検・評価の課題についての改善計画 ➡ 改善状況】

人的資源においては、専任教員の養成として、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修の充実が必要と思われる。

➡人的資源においては、専任教員の養成として、全国歯科衛生士教育協議会の歯科衛生士専任教員講習会（Ⅰ～Ⅴ：年3回開催）へ毎年2名程度の歯科衛生士教員が参加し、専任教員認定歯科衛生士の資格を段階的に取得するよう努めている。また、歯科衛生士教員の修士号、博士号の取得を進めており、口腔保健衛生学の専門性を高める教員育成を行っている。

研究の活性化については、教授を中心としたサポート体制を構築し、若手教員の研究活性を高めるよう検討する。また、教育研究活動の活性を目的とした体系的なFD・SD研修を計画し、教職員の積極的参加を促し実施していく。

➡研究の活性化については、福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究も意欲的に取り組んでいる。その他、毎月、英語論文の抄読会を実施し、若手教員の研究の活性化を図っている。また、体系的なFD・SD研修を計画・履行し、教職員の積極的参加を促したことで教育研究活動を活性化できている。さらに、学長により設置された「教員業績推進部会」主導のもと、研究論文作成についても意欲的に取り組んでいる。

事務課職員と教員との連携をはかり教職協働で学生への多面的な支援を迅速に行い、学修成果の向上を図るためには、事務職員の能力向上のための学内外の教職員向け研修に積極的に参加するよう努めることが必要である。

➡学内外の教職員向け研修に積極的に参加し、事務職員の能力向上が図られている。

人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、運営の活性化を図る。

➡人事考課システムを活用して、業績評価を充実し、運営の活性化を図っている。

環境整備については、構内に3ヶ所設置されている駐輪場が、建物入り口に近い1ヶ所に集中して利用されており、安全面、景観面から好ましくないため整備する必要がある。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動のコミュニティスペースが不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境作りが必要である。

➡環境整備については、学生への使用マナー教育により、建物入り口近くの1ヶ所に

集中して利用されていた駐輪場が安全面、景観面を改善しつつあるが、さらに駐輪場の整備を進めることで、よりよい環境作りを行うことができると考える。

学生の部活動の場に関しては、大学への様々なクラブや同好会活動へ参加できるほか、短大独自の愛好会（ダンス愛好会）を立ち上げ、ダンス練習用の大型全身鏡を壁面に設置した学内の多目的演習室にて練習を行っている。また、憩いの広場の整備やエントランスホールの整備等行ったが、今後も学生にとってより快適な環境作りをすすめていく必要がある。

現在1階エントランスならびに学生ホールに設置されている大型モニターや電子掲示板を幅広く活用し、教員のICTスキルの向上を図り学生に活用する場面を多く提供していくことが求められる。また、Moodleを用いたe-learning教材については今後、蓄積できる教材をさらに作成し、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生のICTインフラの整備を行っていくことが課題である。

⇒エントランスの大型モニターについては前述したようにすでに断線しているため、取り外しを検討する必要がある。また、学生ホール事務室前の大型モニターは、連絡事項等を掲示できるよう検討をすすめる。ICT活用については、教職員個々のICTスキルの向上に努め、Moodleを用いたe-learning教材を蓄積して、学生の時間外学修の充実に繋げている。また、パソコンを有しない学生全員へタブレット端末の貸し出しを行っている。

財的資源の改善課題としては、歯科衛生学科の入学定員を充足するとともに、収益源の多様化を図るため外部資金の獲得に向けた体制の整備を図る必要がある。専攻科に関しては、年々入学希望者が増えているが、歯科衛生学科は平成28年度より充足率が100%を下回っており、オープンキャンパス参加者へのアンケート調査や在学生・教員の印象調査によると、短大施設の老朽化、交通アクセスを課題とする回答が多く、短大施設の改築等が魅力を高める効果を持つことは確かであるため、福岡歯科大学の本館、医科歯科総合病院等の改修、改築等、学園全体のリノベーションスケジュールに従った計画的な改修対象に取り上げられている。また、学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取り組みについて検証を行い、入試委員会を中心とした効果的な学生募集活動を行っていく。

⇒財的資源については、充足率は100%に満たないが、歯科衛生学科の入学者は増加傾向にあり、専攻科に関しては入学定員を100%充足することが出来ている。外部資金については、学長主導のもと全員が科学研究費補助金を申請する体制を整え、ブラッシュアップを行う等努めた結果、令和3年度は、2件（基盤B（新規）と萌芽研究（継続））、令和4年度は新規に3件（基盤C2件と萌芽研究1件）獲得した。短大施設の改修については、3階マネキン実習室の改修工事が終わり、学生1人につき1台のマルチメディアの設置並びに操作性が向上したファントムマネキンを実習に用いる

ことにより、歯科衛生士教育への充実を図ることが可能となった。また、1,3階の女子トイレの改修も完了する等、印象アップに努めている。さらに、学園全体のリノベーションスケジュールとして、2022年7月の50周年記念講堂完成により、2022年度卒業式は新しい会場の提供が出来る。また、交通アクセスについては、福岡市営地下鉄七隈線が令和5年3月に博多駅まで延伸することにより格段に良くなることが予想される。学生確保については、今後も入試委員会、運営会議等で検討を重ね、より効果的な学生募集活動を展開していく。

外部資金の獲得については、本学の事業である「口腔介護スキルアップ講座」は収支均衡の状態で開催されているが、今後、参加者を増加させ、収益事業となるよう努めたい。

➡令和3年度は、コロナ禍ではあったが、感染対策を万全にし、開催した。感染状況を鑑み、参加者数を制限したため、収益事業とはならなかったが、今後も時代に適したテーマを選定し、開催することによって、収益事業となるよう努めていく。

#### <今後の改善計画>

入学定員の確保が最重要課題であることから、入試委員会および学長のもと設置された短大活性化会議のワーキング部会を中心とした効果的な学生募集活動を行っていく。

ICT活用の推進について、ICT活用推進計画を策定し、教職員のICTに関する知識・スキルの向上に努め、学生教育に還元していくとともに、ICTを活用した講義・演習・実習・課外学修の充実に向けて、学生貸与用のパソコン、タブレット端末の計画的な追加購入を行っていく。

外部資金の獲得については、本学の事業である「口腔介護スキルアップ講座」は収支均衡の状態で開催されているが、コロナ禍での感染対策を考慮しつつ、参加者を増加させ、収益事業となるよう努める。また、文部科学省の教育プログラムの獲得および科学研究費補助金の獲得件数の増加に努める。

## 基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題 ➡ 改善状況>

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかななくてはならない。

➡理事長は、月に一回開催される短大運営会議に出席し、短大の状況の把握に努めるとともに会議の中で提案される課題等に対し、学園全体の状況を鑑み、適切な指示・助言を与えることにより、短大および学園全体の管理運営体制がより良いものとなるよう常に努力している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

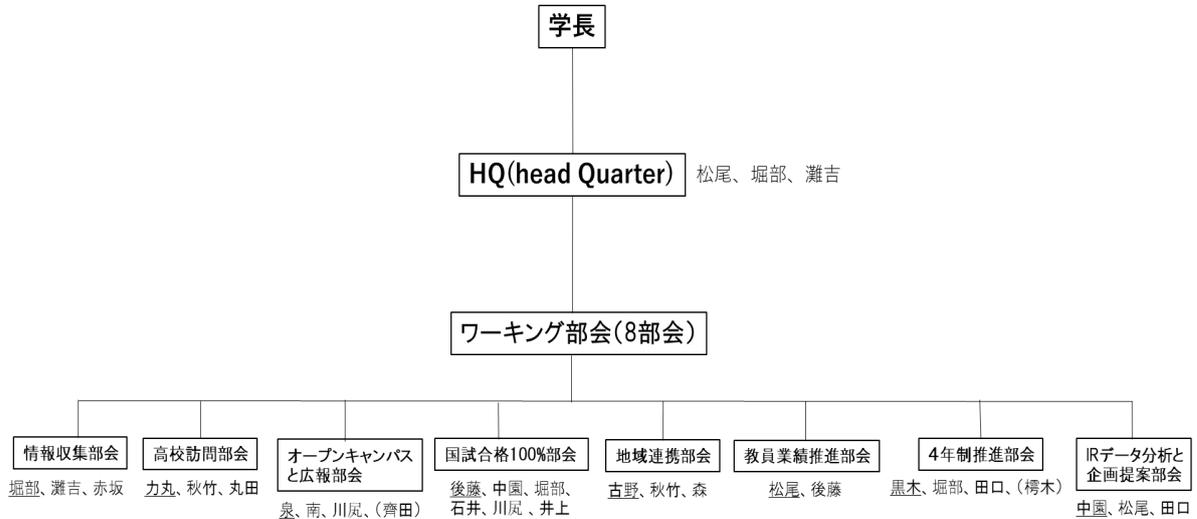
- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題 ➡ 改善状況>

現状の課題としては、近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。

➡学長は、以下の8つの部会を設置、全教職員を配置し、入学・収容定員充足に向けて努力を続けている。その結果、令和4年度入学者は、入学定員の80名には達しなかったものの、前年度の60名から10名増加し、70名の入学者を確保した。

# 短大活性化会議



また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。

▶学長は、教員全体の研究活動の活性化に向けて、学長主導のもと、これまでなかった業績集を初めて作成した。令和2年11月からは、月1回の抄読会を開始し、月ごとに担当教員を決定し、自分の研究に関連する分野等で興味を持った英語論文の内容をプレゼンテーションし、全員で内容を議論する等、研究活動への意識向上を図っている。また、若手教員の上位の学位取得に向けて福岡歯科大学と協議した結果、福岡歯科大学において博士号を取得できるようになり、現在1名が専修生として福岡歯科大学に在籍し、研究をすすめている。さらに、科学研究費採択において、学長中心に申請書類等のブラッシュアップを行った結果、令和4年度は、新規に3件採択となった。

## 《令和3年度認証評価：基準別評価票に付された課題 ▶ 改善状況》

教授会は三つの方針に対する認識を共有しているが、学習成果に対する認識は不確実である。

▶学長は、学修成果に対する認識を確実にするため、認証評価時に助言を受けた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた学修成果およびカリキュラムマップの作成については、教育改善作業部会において検討を開始している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

【令和3年度自己点検・評価の課題についての改善計画 ➡ 改善状況】

理事長のリーダーシップの課題として、「学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。」とした。この件については、今後も短大の運営等について協議するために月1回開催している福岡医療短期大学運営会議に委員長として出席し、短大の現状をタイムリーに把握し、適切な助言を行っていく。

学長のリーダーシップの課題として、「近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。」とした。この件については、[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]に記載したとおり、定員充足と短大活性化に向けて設置された8つの部会により、学長を中心に全教職員一丸となって取り組みを進めていく。

➡理事長のリーダーシップおよび学長のリーダーシップの改善状況については、<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題 ➡ 改善状況>および<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題 ➡ 改善状況>に記載したとおりである。

<今後の改善計画>

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ>および<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス>については、認証評価時の評価結果は好評価で、基準別評価票においては、「優れた試みがある」とされる4段階評価のうち最上位の4の評価を得ており、特に課題も付されていないので、短大を含めた学園全体の管理運営体制について、今後も現状を維持しつつ、更に適切かつ良好な管理運営体制を構築できるよう努めていく。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ>についても、概ね好評価であるが、基準別評価票においては、4段階評価のうち「ほぼ水準を満たしている。又は課題はあるが、改善計画が策定されている」とされる3の評価となっているため、先述したとおり、基準別評価票の中で課題としてあげられた「教授会における学修成果に対する認識は不確実である」を改善するため、認証評価時に助言を受けた学修成果、カリキュラムマップの作成について教育改善作業部会を中心に検討を開始している。

また、入学・収容定員未充足の課題については、先述の8つの部会において検討した事項を短大運営会議で報告、協議を重ね、充足に向けて教職員一丸となって不断の努力を続けていく。